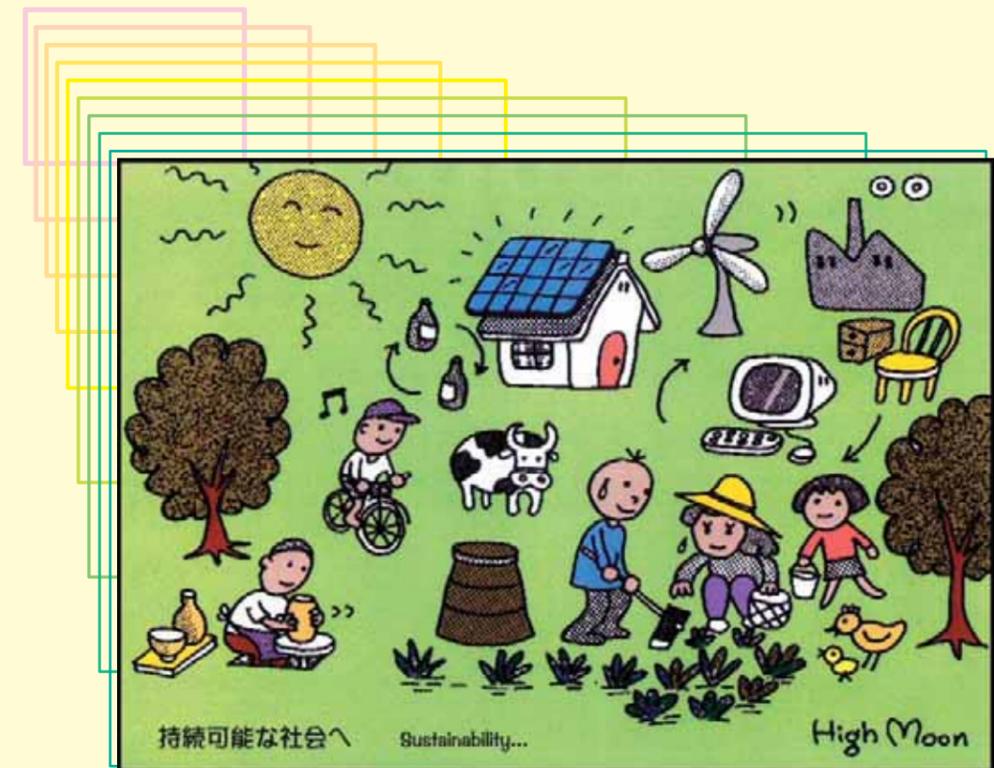


【平成16年度～22年度】

# 新京都市産業廃棄物 処理指導計画（概要版）

みやこ  
～京のさんぱい戦略21～



豊かな未来はきっと来ます。  
Working together for a harmonious existence.

平成16年3月

京都市環境局

この計画に関するお問い合わせ

京都市環境局事業部廃棄物指導課

〒604 - 8101  
京都市中京区柳馬場通 御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル4F  
(TEL:075-213-0926 FAX:075-221-6550 E-mail: hic@city.kyoto.jp)

廃棄物指導課ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/kankyo/sanpai/>

H1603-2000



平成16年3月発行  
京都市印刷物 第153150号

## 計画策定の趣旨

我が国の経済発展に伴う大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、人々に便利で快適な生活をもたらす一方、天然資源の浪費と膨大な廃棄物の発生による最終処分場の逼迫や不法投棄、不適正処理等の深刻な社会問題を引き起こしています。

京都市では「京都市基本計画」に定める「環境共生型都市・京都」の実現に向け、平成15年度までに達成すべき数値目標とそれに向けて取り組む施策を定めた「京都市産業廃棄物処理指導計画」(以下、「旧計画」といいます。)を平成11年に策定し、これに基づいて「リサイクルガイドブック」などによる排出事業者への指導啓発や「環境パトロール隊」の発足などの施策に取り組んだ結果、旧計画に定めた数値目標は、全て達成の見込みとなっています。

一方、旧計画策定以降5年を経過し、この間、循環型社会の形成に関する基本理念を定めた「循環型社会形成推進基本法」の制定を初めとする法体系の整備や環境問題に前向きに取り組む事業者の増加など産業廃棄物を取り巻く状況は大きく変化しています。

また、行政全般については情報公開の拡大と市民参加の推進などの新たな動きが見られます。

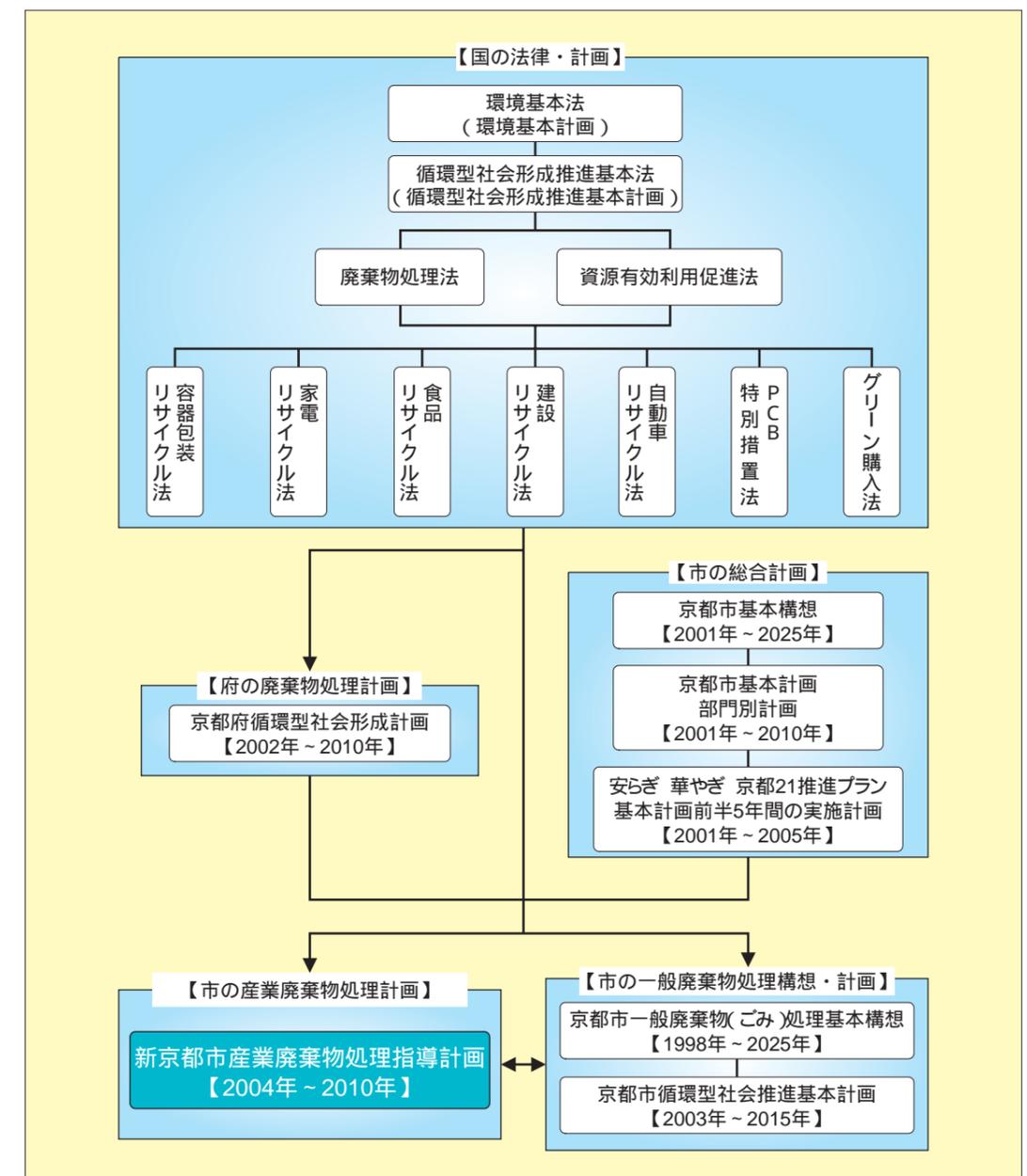
このような背景のもと京都市では、さらなるステップアップを図るため、従来の行政指導というスタイルから、事業者、処理業者、市民、行政が協働して取組を進める計画策定から進行管理、評価の各段階における情報公開と市民参加を推進する生産、流通、消費のそれぞれの段階において資源循環と環境負荷の低減を配慮するなど新たな視点を加え、新しい目標値や平成16年度以降に取り組む施策等について「新京都市産業廃棄物処理指導計画」(愛称：京のさんばい戦略21)を策定したものです。

## 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法をはじめ、各個別リサイクル法等の趣旨を踏まえ、また、京都市の総合計画や先に策定された「京都府循環型社会形成計画(平成15年3月)」等と連携を図りながら、市域の実状に合わせたより具体的な施策を定めるもので、平成15年12月に策定した「京都市循環型社会推進基本計画(一般廃棄物処理基本計画)」とともに、廃棄物行政における車の両輪となるものです。



計画の位置付け	1
京都市の産業廃棄物の現状と課題	2
本計画の体系図	4
目標達成に向けた京都市の取組	
発生抑制と再生利用の推進	6
資源循環の「環」の拡大	8
適正処理の推進・不法投棄撲滅	10
社会意識の高揚	12
計画の円滑な推進のために	14
Q & A	15
資料 廃棄物とは	16
資料 産業廃棄物種類別・業種別の発生量等	17



【表紙挿絵】ハイ・ムーン氏(高月 紘 京都大学教授(京都大学環境保全センター長))作「環境漫画カレンダー2001」(日本環境保護国際交流会編集)より転載

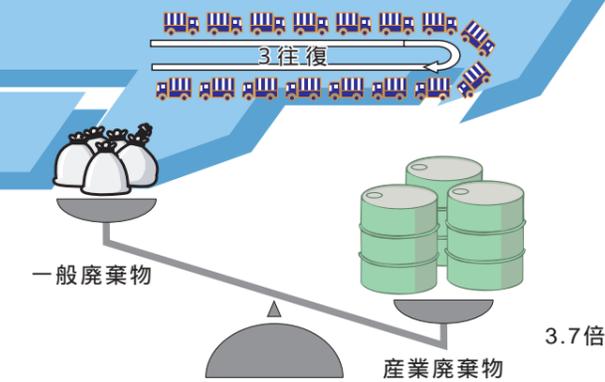
# 京都市の産業廃棄物処理の現状と課題

## 【産業廃棄物の発生量】

京都市域における平成13年度の産業廃棄物の発生量は2,896千トンであり（左下棒グラフ参照）、全国の発生量406百万トン（平成12年度、環境省）の0.7%に相当する量です。

2,896千トンの産業廃棄物を10トン積みダンプトラック（全長10m）に載せて1列に並べると、京都から東京間（490km）を3往復する長さとなります。（2,896km）

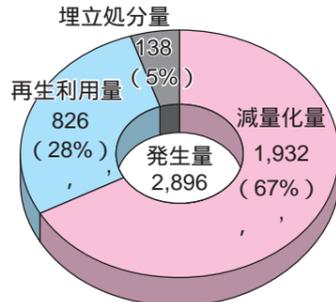
また、京都市民一人当たり年間2.0トンに相当します。これは、京都市が平成13年度に処理した一般廃棄物の量である781千トンの3.7倍にもなる膨大な量です。



## 【産業廃棄物の処理の流れ】

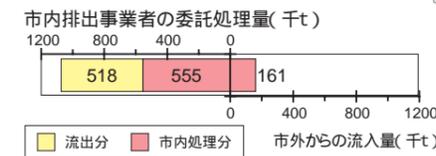
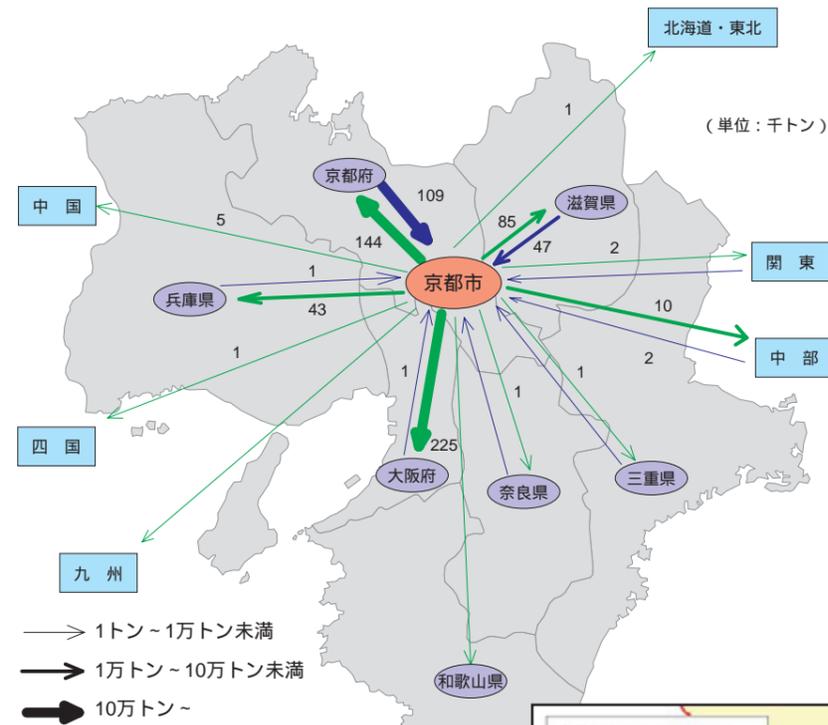
京都市内で発生した平成13年度における産業廃棄物の処理状況は下図に示すとおり、汚泥の脱水等の中間処理により発生量の67%に相当する1,932千トンが減量化され（ $\rightarrow$ ）、その9割にあたる1,755千トンは排出者自ら処理したものです（ $\rightarrow$ ）。一方、有用物として自ら利用又は他人に有償売却したものは63千トンであり（ $\rightarrow$ ）、排出者又は処理業者によって中間処理された後に再生利用された分763千トン（ $\rightarrow$ ）を含めると、発生量の28%に相当する826千トンが再生利用されたこととなります（ $\rightarrow$ 、 $\rightarrow$ ）。

そして、最終的に発生量の5%に相当する138千トンが埋立処分されています（ $\rightarrow$ ）。この再生利用率を向上し、埋立処分量をさらに減らしていく必要があります。



## 【産業廃棄物処理の主な課題】

- 資源循環に関する課題
  - 発生抑制・再生利用対策が困難な廃棄物の比率が増加
  - 再生利用施設の設置に係る市民の合意形成
  - 循環型社会ビジネス振興のための基盤づくり
- 適正処理に関する課題
  - 不法投棄や不適正処理業者に対する機動的な指導監視体制と効率的な摘発体制
  - 保管の長期化に伴うPCB廃棄物の対応
- 社会意識の高揚に関する課題
  - 市民・事業者の意識・モラルの向上とライフスタイルの見直し
  - 循環型社会構築に向け先進的取組を進める処理業者への社会的理解の醸成
  - 処理業者等の地域社会でのパートナーシップの構築



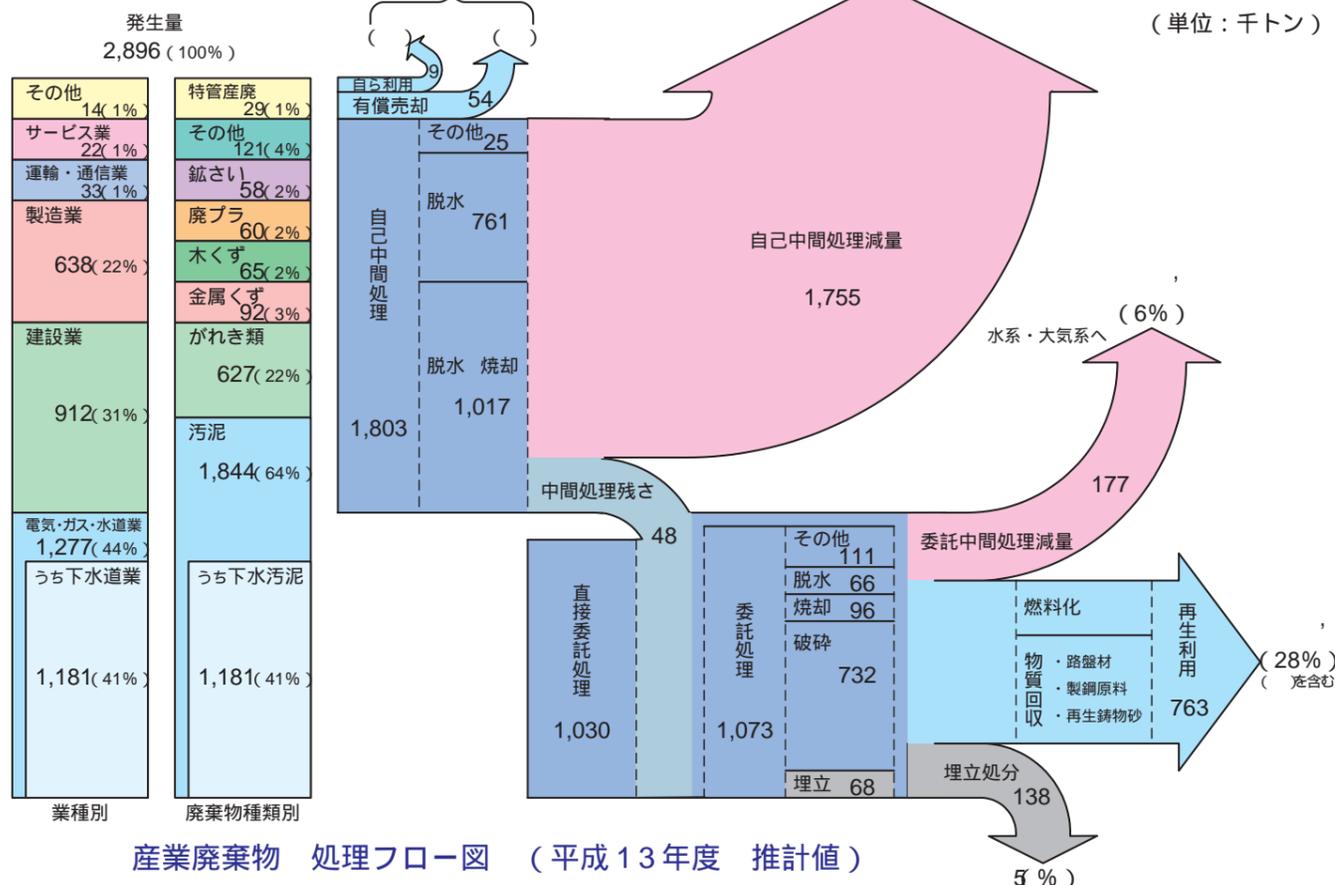
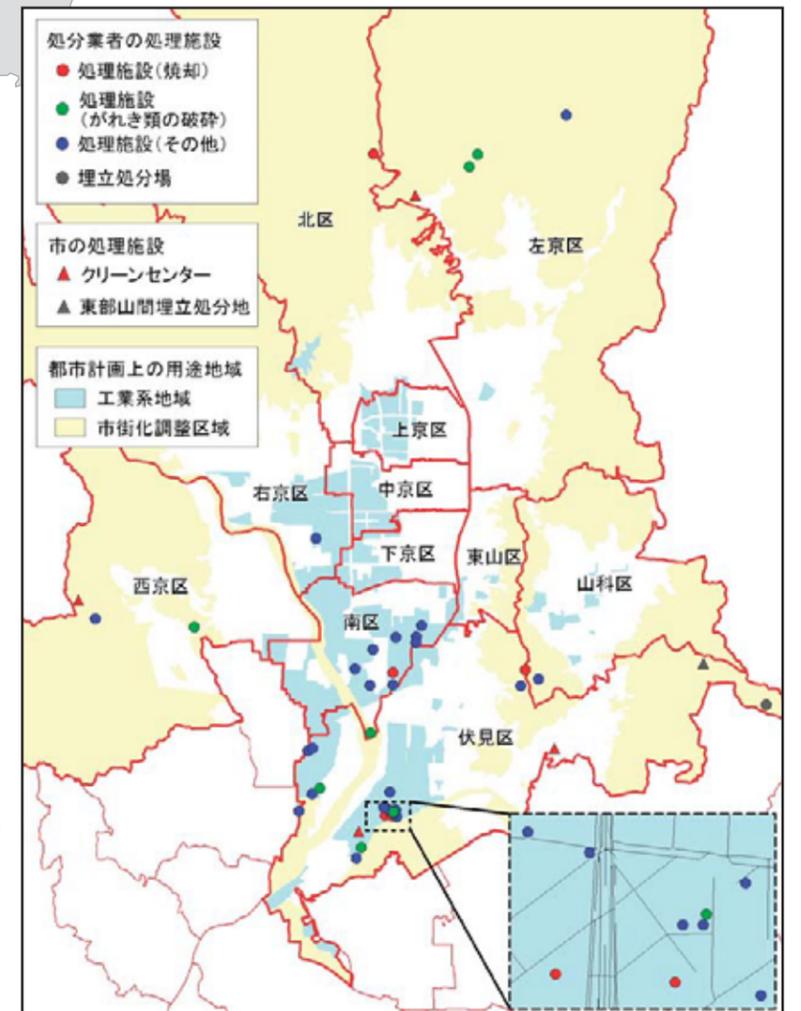
## 【産業廃棄物の広域移動状況】

市内で発生し、委託処理された1,073千トンのうち、52%の555千トンは市内で、残り48%の518千トン（市内流入量161千トンの約3倍に相当）が市外で処理されています。

市外処分量（流出量）518千トンの処分先としては、上図に示すとおり、大阪府が最も多く225千トンで43%を占めており、次いで京都市を除く府域が144千トン（28%）、滋賀県が85千トン（16%）と続き、この3府県で9割近くを占めています。

## 【処理施設の立地状況】

京都市域における産業廃棄物の処理施設は右図に示すとおり、工業系地域が市南部に片寄っていることもあり、南部地域に偏在しています。また循環型社会に必要な処理施設であっても、その設置が困難な状況になってきています。



産業廃棄物 処理フロー図（平成13年度 推計値）

# 本計画の体系図

## 基本理念

### 循環型社会の構築と 廃棄物処理に係る環境負荷の低減

新たな資源投入の削減等，循環型社会の構築を推進するとともに廃棄物の処理に係る環境への負荷に配慮した廃棄物処理システムへの転換を図ります。

#### 【産業廃棄物の処理に係る基本的な考え方】

- (1) 排出事業場における発生抑制
- (2) 発生したものは最大限再使用，再生利用
- (3) 可能な限り発生場所に近い地域で再生利用，適正処理を行う
- (4) 「不法投棄をしない，させない，見逃さない」という気運を盛り上げ，市民・事業者・行政が一丸となって不適正処理防止に取り組む

計画期間：  
平成16年度～平成22年度  
数値目標基準年度：  
平成13年度実績  
目標年度：  
平成22年度

#### 計画の4つの政策目標

##### 発生抑制と再生利用の推進 (排出事業場対策)

排出事業者は，産業廃棄物の発生を抑制するとともに，発生したものについては可能な限り再生利用を行い，埋立処分量の極小化を目指します。

##### 資源循環の「環」の拡大 (市域内処理率の向上と循環型処理システムへの転換・高度化)

個別リサイクル法等，新たな制度の円滑な運用を推進し，産業廃棄物の発生から流通（回収），再生等の資源循環の「環」の拡大を目指します。

##### 適正処理の推進・不法投棄撲滅

事業者，処理業者に対する指導監督の強化，また，罰則も含めた条例による監視体制の強化を図るとともに，地域住民等の協力を得た早期発見，通報体制の確保により不法投棄撲滅を目指します。

##### 社会意識の高揚

京都市は，排出事業者，処理業者，市民等各者のコーディネーター役として啓発事業や環境教育の推進を通じ社会意識の高揚を目指します。

#### 目標達成に向けた取組

- 1 排出事業者に対する指導
- 2 公共による再生資材等の利用促進
- 3 個別リサイクル法の円滑な運用
- 4 再生利用情報提供システムの充実

P6

- 1 再生利用施設の設置促進
- 2 産学公連携による新技術研究・開発と循環型社会ビジネスの振興
- 3 循環型社会構築に向けた新たな制度等の検討
- 4 近畿圏の府県市等との連携
- 5 産業廃棄物の収集運搬に係る環境負荷の低減
- 6 産業廃棄物処理に係る市の関係部局との連携強化

P8

- 1 排出事業者・処理業者に対する許可及び適正処理指導
- 2 廃棄物情報管理システムの充実
- 3 公共関与による処理
- 4 不法投棄対策の強化と「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」の円滑な運用
- 5 PCB廃棄物処理対策

P10

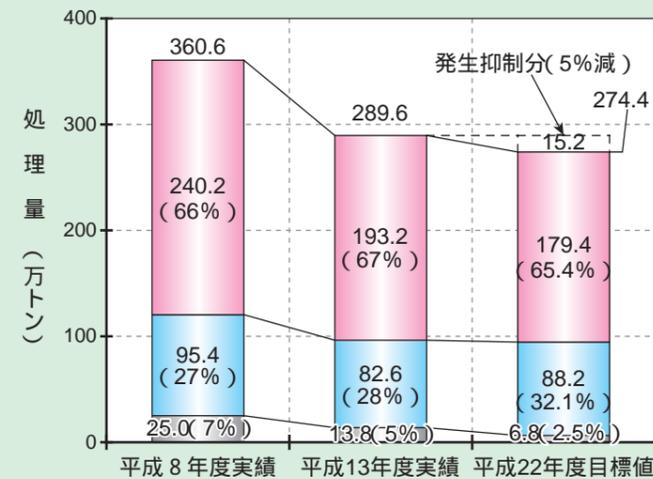
- 1 市民啓発事業の実施
- 2 環境教育の推進
- 3 産業廃棄物連絡協議会事業の推進

P12

( : 新たに取り組む施策)

#### 6つの数値目標

数値目標項目	目標値(目標年度：平成22年度)
発生抑制率 (平成13年度比)	5%削減 (発生量:289.6万トン 274.4万トン)
再生利用率 (平成13年度比)	4ポイント増 (28%:82.6万トン 32%:88.2万トン)
埋立処分量 (平成13年度比)	50%削減 (13.8万トン 6.8万トン)
市域内処理率 (平成13年度比)	4ポイント増 (52% 56%)
ISO14001認証取得事業所数	250件
KES認証取得事業所数	850件



## 循環型社会とは

自然や伝統的な暮らしに学び生産者と消費者は，「よいものを長く使う」或いは「所有するのではなくサービスを利用する」ことを大切にする価値観を共有するとともに，主体的また協働して取組を進め，それを次世代に伝える社会

循環型社会ビジネスの振興による経済活動が活発化し，新たな鉱物資源や化石燃料の消費が極力抑制される社会

環境への負荷が考慮され，地域社会に開かれた施設の設置による「安全で安心」して暮らせるまちの形成



# 目標達成に向けた京都市の取組

# ( : 新たに取り組む施策 )

## 【発生抑制と再生利用の推進（排出事業場対策）】

### 1 排出事業者に対する指導

発生抑制と再生利用の推進には排出事業者の取組が最も重要です。

- 多量排出事業者による処理計画作成指導
- 立入検査・研修会の実施及び業界団体を通じた効率的な指導の実施
- KES環境マネジメントシステム・スタンダード, ISO14001の認証取得支援
- 業種別「産業廃棄物処理自己診断チェックリスト」作成

#### 多量排出事業者（廃棄物処理法 第12条 他）

前年度の発生量が産業廃棄物1,000 t以上、特別管理産業廃棄物50 t以上の事業場は、処理計画の作成が義務づけられています。

#### KES環境マネジメントシステム・スタンダード

「環境マネジメントシステム」の規格で、中小企業にとってISO14001の認証取得が経費や内容の難しさ等の面から困難な場合もあることから、取り組みやすい地域共有の規格として誕生したものです。

#### ISO14001

企業等の経営に当たって環境への負荷を管理・低減するための仕組（環境マネジメントシステム）の国際規格です。



### 2 公共による再生資材等の利用促進

京都市は率先してグリーン購入を推進するとともに市発注工事での再生資源の利用拡大を図っていきます。

- 市発注工事における建設廃棄物の発生抑制及び再生資材利用促進
- 「京都市建設リサイクル推進プラン 02」の推進
- グリーン購入の推進

#### 京都市建設リサイクル推進プラン '02

国土交通省において策定された「建設リサイクル推進計画2002」（平成14年5月策定）を基本とし、『京都市基本計画』に定められた『廃棄物を出さない循環型社会の構築』を目指して、京都市建設副産物対策協議会が実施する建設リサイクル推進に関する取組についてとりまとめたものです。



#### グリーン購入法

国等の公的機関が率先して環境物品等（再生紙や低公害車など）を使用することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指しています。また、事業者や国民にも、環境負荷の少ない製品を選択するように協力を求めています。

### 3 個別リサイクル法の円滑な運用

個別品目の特性に応じて制定された新たな法律に基づき許可や指導を行います。

- 「建設リサイクル法」による届出・報告・立入検査等の実施
- 「自動車リサイクル法」による引取業者等の登録システムの整備, 許可, 立入検査, 報告徴収等

#### 建設リサイクル法

分別解体, 再資源化等が義務付けされる届出対象建設工事の規模

建築物の解体	80㎡以上
建築物の新築・増築	500㎡以上
建築物の修繕・模様替え（リフォーム等）	1億円以上
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	500万円以上

#### 自動車リサイクル法

使用済み自動車の円滑な流通と適正な処理及び有効な利用を確保するため、自動車引き取り業者（新車・中古車販売業者、整備業者等）、フロント回収業（引き取り業者、解体業者）の登録や自動車解体、破碎業の許可等を行っていきます。



### 4 再生利用情報提供システムの充実

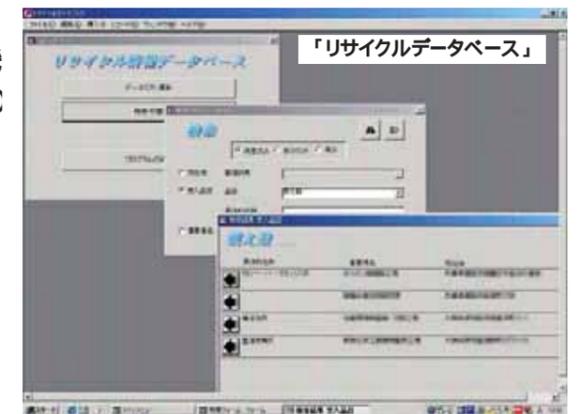
- 「リサイクルガイドブック（改訂版）」の作成
- 「リサイクルデータベース」の充実（操作性の改善、情報内容拡大等）
- 産業廃棄物相談コーナーの設置

#### リサイクルガイドブック

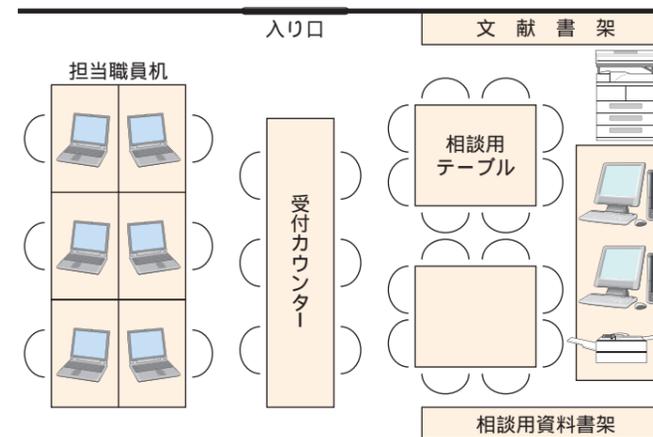
排出事業者が再生利用業者の選定に役立つよう近畿圏の再生利用業者の情報（受入品目、条件、所在地等）を集めた冊子

#### リサイクルデータベース

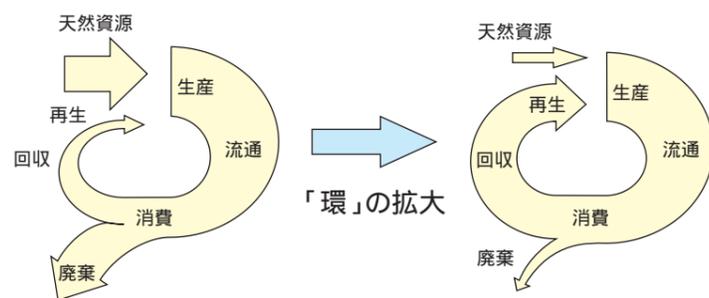
再生利用業者等の情報を入力したデータベース



#### 産業廃棄物相談コーナーのイメージ図



## 【資源循環の「環」の拡大 (市域内処理率の向上と循環型処理システムへの転換・高度化)】



### 1 再生利用施設の設置促進

再生利用の推進には受皿となる施設が必要です。  
処理業から資源循環業への業態転換指導  
「再生利用登録制度」の活用支援

#### 再生利用登録制度

廃棄物処理法では、再生利用業者の資質向上等を目的として、一定の基準を満たす事業者の知事への登録制度が規定されています。

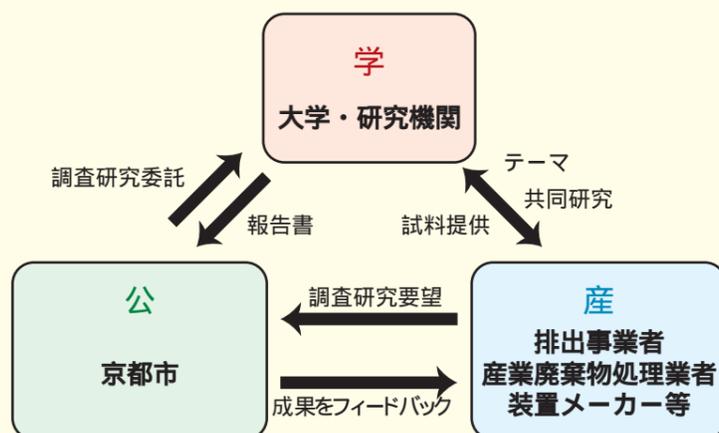


「焼却処理から製紙原料・燃料製造(資源循環業)へ」

### 2 産学公連携による新技術研究・開発と循環型社会ビジネスの振興

新技術研究・開発を推進するための異業種交流や産学公連携の場をコーディネート  
京都市の事業化支援施策等を活用した循環型社会ビジネスの振興

(参考) 循環型社会ビジネス振興のための産学公連携による新技術研究・開発



京都市では、大学や研究機関、京都市産業技術研究所等との連携を強化し、事業者における循環型社会形成のための先進的な取組や新技術研究・開発等を促進するための仕組みづくりについて検討します。



#### ベンチャー企業目利き委員会

次の時代の京都経済をリードするベンチャー企業を発掘、育成するため、起業化を考えている方の事業プランの事業性、技術・アイデアなどを評価し、支援するものでAランク認定を受けると融資等の支援が受けられます。

平成15年11月までにAランク認定を受けた35社のうち7社が廃棄物関連事業者です。

### 3 循環型社会構築に向けた新たな制度等の検討

優良事業者への経済的・情報インセンティブ手法の活用検討  
事業者による「産業廃棄物自主行動計画」策定及び公表

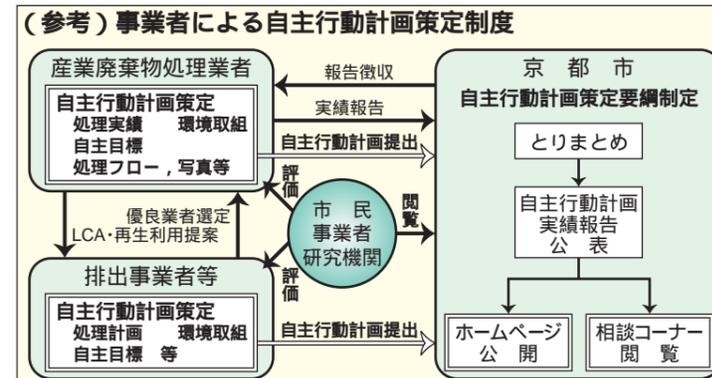
#### 産業廃棄物税

近年、全国的に産業廃棄物税の導入をすでに実施、或いは今後導入を検討する自治体が増加しており、京都府でも導入に向けた検討が行われています。

このような制度が産業廃棄物の発生抑制や再生利用促進の効果的な動機付けとなるのが考えられます。

#### 産業廃棄物自主行動計画

法令事項以上の先進的な目標値を定め自主的な取組を進める事業者を広く公表していくことにより優良事業者であることの客観的な判断材料として活用を図るものです。



### 4 近畿圏の府縣市等との連携

近畿圏の産業廃棄物行政を所管する自治体間の連携を強化し、広域的に移動する産業廃棄物の再生利用推進等に対応していきます。

近畿圏における廃棄物交換制度の研究等  
京阪神圏ゴミゼロ型都市推進協議会事業への参画  
近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会への参画

#### 廃棄物交換制度

ある事業場の廃棄物を別の事業場の原材料として紹介するシステムです。

### 5 産業廃棄物の収集運搬に係る環境負荷の低減

排出規模の小さい産業廃棄物の積替保管施設での集約化による運搬効率の向上と再生利用可能物の選別を推進  
自動車輸送から環境負荷の低いJR貨物 船舶等の活用の促進  
低公害車両導入促進



「燃料に天然ガスを利用した収集車」

#### 積替保管施設(つみかえほかんしせつ) = 静脈物流の回収拠点

廃棄物処理法では収集運搬の委託を受け、一旦積み込んだ産業廃棄物を卸したり、別の車両に積替える場合は、積替保管を含む収集運搬業許可が必要です。

### 6 産業廃棄物処理に係る市の関連部局との連携強化

関連部局の連携強化により事務の効率化と申請者の利便性の向上を図ります。

京都市循環型社会推進基本計画の推進  
施設の設置等に際し、事務手続のワンストップサービス機能の発揮

#### 京都市循環型社会推進基本計画

廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき市町村に策定が義務づけられている「一般廃棄物処理計画」を「京都市循環型社会推進基本計画」として策定(平成15年12月)しています。

#### ワンストップサービス

窓口の一本化により、1回の手続きで複数の窓口に関連する手続きを受けられるサービスです。

## 【適正処理の推進・不法投棄撲滅】

### 1 排出事業者・処理業者に対する許可及び適正処理指導

各種「産業廃棄物適正処理の手引」の作成，講習会の開催，立入検査の実施  
処理施設の設置・維持管理に係る指導指針の作成，環境保全対策の強化  
産業廃棄物処理施設に係る  
情報公開の推進

#### 情報公開

「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」に基づき，維持管理等に関する情報の公開を行っていきます。



「各種手引書，パンフレット」



「講習会のようす」

### 2 廃棄物情報管理システムの充実

各種情報の電子化を進めるとともに申請等の電子化についても検討していきます。

排出事業者，許可業者に関する処理状況，立入検査・報告等の情報の電子化促進  
電子マニフェストシステムへの参加促進  
許可申請・届出・報告に係る電子化検討  
市ホームページへの各手引書，法令等資料集，許可台帳，申請書等の掲載

#### 電子マニフェスト

マニフェスト（Manifest）は，産業廃棄物の処理を他人に委託する場合に，廃棄物の流れを把握するため，種類や数量，委託先等を記入した伝票（産業廃棄物管理票）のことで，電子マニフェストは，伝票の代わりにインターネット等を通じ，電子的にその流れを確認するものです。

### 3 公共関与による処理

適正処理の確保の観点から民間事業者による施設設置が困難なものについて支援を継続していきます。

「大阪湾フェニックス計画」への参画継続  
株京都環境保全公社への支援継続，再生利用施設整備の推進  
市施設での「あわせ産廃」の受入れ

#### 大阪湾フェニックス計画

広域臨海環境整備センター法に基づき大阪湾圏域から発生する廃棄物等の埋立処分により，港湾を整備するものです。



「大阪湾フェニックス  
神戸沖処分場」  
（海上の右下区画内）



「株京都環境保全公社 伏見センター（焼却等）」

#### 株京都環境保全公社

京都経済界の出資により設立され，京都市も府とともに出資等の支援を行っています。

#### あわせ産廃

廃棄物処理法第11条で市町村は一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の処理を行うことができるとされており，市町村が処理している産業廃棄物を「あわせ産廃」といいます。

今後，市域における民間事業者の処理施設の設置状況等に応じて現在受け入れている廃棄物についての見直しを検討していきます。

### 4 不法投棄対策の強化と「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」の円滑な運用

関係機関等との連携を強化し，迅速かつ機動的に対応できる監視体制を確立します。

条例に係る保管用地の調査・監視・立入検査・指導の実施

監視体制の強化（環境パトロール隊，スカイパトロール，車両検問の実施，監視カメラ等の設置）

京都府，近隣府県市，警察（社京都府産業廃棄物協会等との連携強化による不法投棄案件に対する厳格かつ迅速な対応）

タクシー等旅客運送事業者及び郵便局との提携による不法投棄監視制度

市民からの通報に迅速に対応できる体制の確立

「京都府硫酸ピッチ規制条例（平成16年1月施行）」への対応

#### （参考）京都市産業廃棄物不適正条例のポイント

<目的> 自然環境の保全と生活環境の確保

<主な内容> 平成16年4月1日施行

自社保管用地（300㎡以上）の届出

保管用地への搬入に関し，運搬指示票の交付

土地所有者の責務

（全国初）緊急に搬入を停止させるための措置（環境に悪影響を及ぼす恐れのある場合）

支障の除去の命令及び罰則・氏名公表等

<今後の取組>

保管用地の状況調査・日常的なパトロールの強化等（詳細はパンフレット，市ホームページで）

「スカイパトロール」  
（ヘリコプターを利用した空中監視）



「産業廃棄物積載車両の路上検問のようす」

#### 硫酸ピッチ

現在，問題となっている硫酸ピッチは，軽油取引税を免れるために重油と灯油の混合物に濃硫酸を添加して不正軽油を作る過程で発生したもので未処理で不法投棄される例が多発しています。

### 5 PCB 廃棄物処理対策

平成28年までにすべてのPCB 廃棄物の処理完結を目指します。

保管・使用事業場に対する適正な保管・管理の周知指導

近畿ブロック関係府県市と連携し，環境事業団によるPCB 廃棄物処理の促進

PCBは電気絶縁油など様々な用途に使用されてきましたが，生物への毒性が明らかになったことから，昭和47年以降使用が禁止されています。

PCB 廃棄物の処理については，近畿圏では，環境事業団（平成16年4月1日より日本環境安全事業㈱に事業移管）が大阪市に設置を予定している施設により，平成18年から，順次，処理することとなっています。



「保管が長期化する  
PCB 廃棄物（高圧コンデンサ）」

## 【社会意識の高揚】

### 1 市民啓発事業の実施

普段市民の目に触れる機会の少ない産業廃棄物について日常生活とも深く関わりのあることを広く市民に周知・啓発を図ります。

「啓発パネル」の作成、「京都市政出前トーク」制度による講師派遣  
市ホームページ等を通じた行政分析結果等産業廃棄物情報の公開推進  
「京都環境賞」の授与等を通じた循環型社会の形成に先進的に取り組む個人・団体への顕彰

#### 京都市政出前トーク

市政に関する理解と関心を深めるとともに、これからのまちづくりについて共に考えるきっかけを作ることを目的に、様々なテーマに応じて担当職員が説明に向くものです。10人以上が参加される集まりで、160（15年度）のテーマから選んで区役所等へ申し込みます（無料）。環境関連は「産業廃棄物はどうのように処理されているのですか」など13テーマ（15年度）が用意されています。



「啓発パネル」



「京都市産業廃棄物指導課ホームページ」

#### 京都環境賞

先進的・斬新的な手法等で地球温暖化の防止や循環型社会の形成など、環境保全に関する将来性のある活動に取り組む個人・団体を表彰する制度です。



「京都環境賞の授賞式」

### 2 環境教育の推進

環境学習のためのネットワーク構築を進めます。

「京エコロジーセンター」を拠点とした企業の環境担当者、市民、NPOとの連携  
「環境学習副読本」等を通じた学校教育における環境教育の推進

#### 京エコロジーセンター

身近なごみ問題から地球規模の環境問題まで幅広い視点に立った「環境意識」の定着を図り、家庭・地域・職場、学校などあらゆる場所で環境にやさしい実践活動の輪を広げるための拠点施設です（伏見区深草池ノ内町13 ☎075-641-0911）。



「京エコロジーセンター展示」



「環境学習副読本」

### 3 産業廃棄物連絡協議会事業の推進

学識経験者、産業廃棄物排出事業者、処理業者、市民、行政における相互の情報交換

協働事業の実施（環境フォーラムきょうと開催、処理施設見学会等の実施）  
協議会のホームページ（「きょうと産廃ネット」）を通じた情報公開の充実、先進的取組事業者の紹介等

企業における環境情報（環境報告書、環境会計等）の公開推進

企業におけるグリーン購入推進による需要の喚起

事業者団体等が取り組む産業廃棄物に関する啓発事業等への協力・支援

#### 京都市産業廃棄物連絡協議会

学識経験者、産業廃棄物排出事業者、処理業者、市民、行政の、それぞれの立場における産業廃棄物等に係わる情報交換と、相互理解の推進を目的として、平成13年2月に設置されました。

今後も、ホームページを通じた情報提供等、上記に掲げた事業等を通じ、社会意識の高揚を図っていきます。



「環境フォーラムでの産業廃棄物問題をテーマとする演劇のようす」



「京都市産業廃棄物連絡協議会ホームページ」  
<http://www.kyoto3r.com>



作者註：無関心層へどのように働きかけるかが課題です

「ゴミック『廃棄物』第4集」ハイ・ムーン氏作、日報出版（株）より転載

# 計画の円滑な推進のために

## 事業者の役割

- (1) 環境管理体制の確立と情報の公開  
(自己処理体制の整備と適正な委託処理)
- (2) 自社廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進
- (3) 自社製品等のLCA徹底
- (4) 再生原材料の使用拡大
- (5) 使用済み製品・消耗部品の回収体制整備

廃棄物処理法では、事業者は事業活動により生じた産業廃棄物を自らの責任で適正に処理することとされており、発生抑制や再資源化にも努めなければならないとされています。

また、自社の工程から排出される廃棄物の処理のみならず、拡大生産者責任の考え方に基づき、自社製品や建築物の長寿命化設計及びLCAの徹底、また、使用済み製品・消耗部品の回収体制整備と修理等のアフターケアの充実に努めることが重要です。

## 処理業者の役割

- (1) 処理に係る環境保全対策の徹底と環境負荷低減のための取組
- (2) 処理施設の設置・運営及び情報の公開
- (3) 地域社会での共存と貢献
- (4) 経営基盤の安定及び資質の向上
- (5) 新たな技術開発と循環型社会ビジネスの振興

事業者が発生させた産業廃棄物を処理する処理業者は、円滑な経済活動を支えるとともに循環型社会形成に重要な役割を果たすものであり、環境保全対策の徹底とその情報の公開により、地域社会での理解と信頼性の向上を図る必要があります。

また、安定的な処理の確保や新たな処理技術の開発による循環型社会ビジネスの振興と雇用創出のためには、産業廃棄物のもつマイナスイメージの払拭や自らの資質向上に努めなければなりません。

# それぞれの役割

## 市民の役割

- (1) 産業廃棄物に対する正しい理解
- (2) 省エネの実践
- (3) 「所有する」から「借りる・サービスを利用する」、また、「使い捨て」から「よいものを長く使う」などライフスタイルの見直し
- (4) 再生利用製品の優先購入
- (5) 不適正処理行為を発見した際の関係機関への情報提供

我々の快適な日常生活を支える食料品や生活用品の製造、電気や上下水道の供給にも多くの産業廃棄物が発生していることや、その再生利用も含めた処理は、資源循環に大きくかかわっていることを認識することなど、正しい理解が必要です。

## 京都市の役割

- (1) 本計画の周知と施策の実施
- (2) 廃棄物処理法をはじめとする関係法令の迅速かつ厳正・公正な運用
- (3) 循環型社会形成に向けた関係者相互のコーディネート及び調査研究

京都市は、排出事業者、処理業者、市民の相互のコーディネーター役として、国や京都府と連携を図りながら本計画に定める施策の計画的な実施と法令に基づく事務の迅速かつ厳正・公正な運用により、循環型社会形成のための枠組づくりを進めていきます。

## 計画の実施、進行管理

計画期間中は、全発生量の約6割を占める多量排出事業場の実施状況報告や処理業者の実績報告等に基づき毎年の数値目標達成状況の推定を行うとともに本計画の施策の進捗状況等はインターネットホームページ等を通じ広く公表することにより、市民等からも自由に意見を述べることのできるシステムを構築していきます。

本計画の進行管理に当たっては、PDCAサイクル(Plan - Do - Check - Action)の考え方により、自ら行うとともに市民意見や関連業界等の意見を参考に毎年評価を実施し、必要な見直しを行うなど弾力的な運用を図っていきます。

	年度	16	17	18	19	20	21	22	23~
計画期間									
計画進捗状況把握									
施策の評価・見直し									
実態調査実施									
第3次計画策定									
第3次計画施行									

# Q & A

## Q1 なぜ計画を定めるの？

**A1** 京都府が、廃棄物処理法に基づき平成15年3月に策定した「循環型社会形成計画」では、京都市は府域全体の中で包括的に記載されているのみであることから、市域の実状に応じ、よりきめ細かな計画を定めるものです。

また、旧計画(11~15年度)策定後、「循環型社会形成推進基本法」の制定を初め、新たな法制度が整備されるなど、廃棄物を取巻く状況も大きく変化していることから、市民参加の推進など新たな視点も加え、16年度以降に取り組む施策等の見直しを行いました。

## Q2 発生量などの数値目標の達成は大丈夫なのか？

京都市は府や国に比べ再生利用率が低いのではないかと？

**A2** 発生抑制については、建設業、製造業など業種ごとに工法や製造工程の改善、梱包材料の削減等、廃棄物の種類別に削減率を算出し合計したものです。

再生利用率の向上及び埋立処分量の半減については、建設リサイクル法に基づく分別解体等により、これまで建設混合廃棄物として埋立処分していたものを再生利用すること等や製造業等では、「業界別廃棄物処理・リサイクルガイドライン」(産業構造審議会)に掲げられた目標値の実現により達成できると考えています。

また、産業廃棄物にはいろいろな種類があり、地域によってその構成も異なるため(Q5参照)再生利用率等も単純に比較はできません。

## Q3 産業廃棄物も一般廃棄物と同様、すべて京都市が処理すればよいのでは？

**A3** 廃棄物処理法では、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。

## Q4 この計画の特徴は？

**A4** <政策目標の見直し>  
処理施設の設置促進だけでなく、既存処理業者の資源循環業への業態転換や収集運搬も含めた廃棄物処理に係る総合的な環境負荷の低減を考慮  
資源循環の「環」の拡大

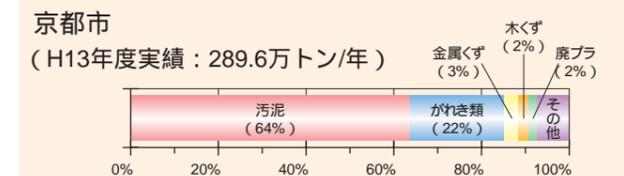
<新たな数値目標の設定>  
発生抑制：平成13年度比5%削減  
市域内処理率：52% 56% 他  
(可能な限り発生場所から近い地域で処理すべきとの観点から、市域内処理率の向上を目標に掲げる)

<新たな観点から実施する主な施策>  
各機関との連携の強化と市民参加の推進  
産学公連携による循環型社会ビジネスの振興  
事業者(排出事業者、処理業者)の自主的な取組の推進  
優良業者の育成  
「産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」による不適正処理対策の強化  
PCB廃棄物処理対策(製造中止から約30年を経てようやく処理の道筋が整いつつあります。)

<その他>  
写真やコラム等を配置するなど、市民の目線で見やすく分かりやすいものに工夫

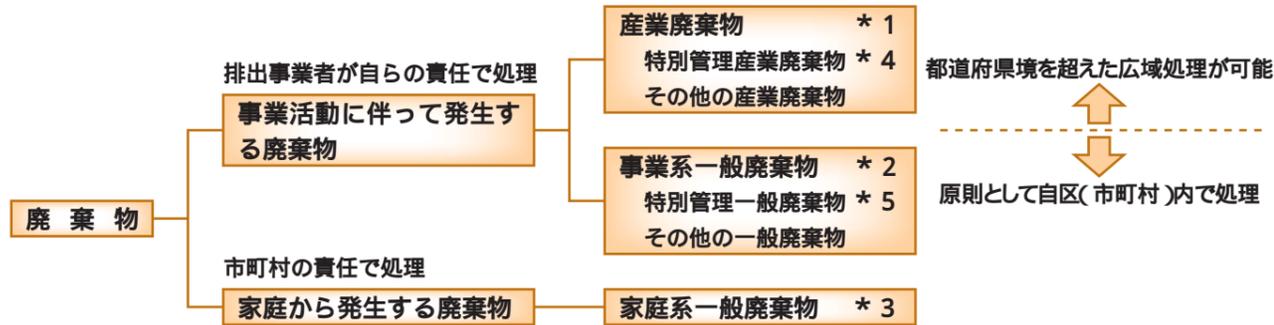
## Q5 産業廃棄物にはいろいろな種類がありますが、京都市は全国的にみてどうか？

### A5 産業廃棄物発生量の割合



# 資料 廃棄物とは

## 1 廃棄物の分類



* 1 産業廃棄物	事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など、下表の20種類のもの
* 2 事業系一般廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のもの 事務所から出る紙くず、飲食店から出る調理くずなど
* 3 家庭系一般廃棄物	家庭ごみ、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物
* 4 特別管理産業廃棄物	廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの
* 5 特別管理一般廃棄物	

## 2 産業廃棄物の種類と具体例

種類	具体例
1 燃え殻	石炭がら、焼却灰、炉清掃排出物、廃活性炭 等
2 汚泥	製造工程等から出る泥状物、排水処理汚泥、メッキ汚泥 等
3 廃油	廃潤滑油、アルコール等の廃溶剤、廃タールピッチ、固形石鹸 等
4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃定着液、廃鉛バッテリー液 等
5 廃アルカリ	廃ソーダ液、廃アンモニア液、廃現像液、自動車不凍液 等
6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、発泡スチロールくず、廃タイヤ 等
7 ゴムくず	ゴムチューブ等の天然ゴムくずに限る(廃タイヤは廃プラスチック類)
8 金属くず	空き缶、鉄くず、非鉄金属くず、半田かす、切削くず 等
9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	板ガラスくず、陶磁器くず(土管、レンガ、かわら)、石膏ボード 等 コンクリートくずは工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く
10 鉱さい	高炉、平炉、転炉、電気炉等の残さ、鋳物廃砂、不良鉱石 等
11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片等
12 ばいじん	ばい煙発生施設、産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの
13 紙くず	紙・紙加工品製造業等から生ずる紙くず
14 木くず	木材製造業、パルプ製造業等から生ずる木くず
15 繊維くず	繊維工業から生ずる木綿・羊毛等の天然繊維くず
16 動植物性残さ	食料品、医薬品製造業等から生ずるのりかす、醸造かす 等
17 動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場から生ずる牛、豚・食鳥等の不可食部分等の不要物
18 動物のふん尿	畜産農業、畜産類似業から生ずる牛、馬、豚、にわとり等のふん尿
19 動物の死体	畜産農業、畜産類似業から生ずる牛、馬、豚、にわとり等の死体
20 政令第13号廃棄物	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもの

注) 13～19までの廃棄物は、限定された業種から排出される廃棄物のみ「産業廃棄物」となります。

# 資料 産業廃棄物種類別・業種別の発生量等(平成13年度)

## 1 産業廃棄物種類別・業種別発生量

(単位:トン/年)

産業廃棄物の種類	業種大分類										合計
	農業	建設業	製造業	電気ガス水道業	運輸・通信業	卸・小売業・飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業		
1 燃え殻		6	383		230				2	622	
2 汚泥		164,466	406,172	1,268,456	662	2,023			2,428	1,844,207	
3 廃油		11	23,411	36	600	9,227			1,317	34,602	
4 廃酸			1,100		6	49			871	2,026	
5 廃アルカリ			3,452	11		49			768	4,280	
6 廃プラスチック類	239	16,175	26,969	139	2,322	8,187	1	489	4,979	59,500	
7 ゴムくず			156			3				159	
8 金属くず		19,701	47,230	5,846	1,597	10,566	53	321	6,587	91,901	
9 ガラス・陶磁器くず等		19,688	9,775	329	39	2,299	1	422	1,098	33,651	
10 鉱さい			57,928							57,928	
11 がれき類		622,340	848	2,159	1,206	172			56	626,781	
12 ばいじん			110							110	
13 紙くず		10,284	12,955			22			121	23,382	
14 木くず		58,750	5,878			36			71	64,735	
15 繊維くず		787	681			2			3	1,472	
16 動植物性残さ			15,293							15,293	
17 動物系固形不要物											
18 動物のふん尿	6,639									6,639	
19 動物の死体	8									8	
20 政令第13号廃棄物											
特別管理産業廃棄物		18	25,321		70	12			3,655	29,076	
合計	6,886	912,225	637,663	1,276,977	6,731	32,646	55	1,233	21,957	2,896,373	

## 2 産業廃棄物種類別の再生利用率・減量化率・埋立処分率

